

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 上下水道総務課

不利益処分の内容	詐偽その他不正な手段により農業集落排水処理施設の使用料等の徴収を免れた者に対する過料	
根拠法令等及び条項	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第20条	
処分基準	根拠条項	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第20条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者</p> <p>(1) 詐偽その他不正な手段により使用料及び手数料の徴収を免れた者</p> <p>2 処分内容</p> <p>(1) その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円。）以下の過料</p>	